

ハラスメント相談室だより

記録的な猛暑が続いた夏も終わり、過ごしやすい秋がやってきました。みなさんいかがお過ごしでしょうか？ハラスメント相談室だより第7号をお届けします。

特集 不正とハラスメント

今年4月、某自動車メーカーが「燃費試験における不正があった」と公表した。後日の新聞報道によると、同社が国土交通省に提出した調査報告書には、燃費試験を委託されていた子会社の管理職が、本社幹部らの高圧的な言動でプレッシャーをかけられ続けた結果、不正に手を染めていく様子が詳細に記されていたという。同様のことは大学でも起こり得る。今年7月、広島大学ハラスメント相談室の横山美栄子先生が「研究不正とハラスメント」という演題で話され、実験で良い結果が出ていないことを一方的に「おまえのがんばりが足りないからだ」と毎日ボスから責められた学生が、「このままだとデータ改ざんをしてしまうのではないかと追い詰められていく架空事例が紹介された。つまり、研究不正のすそ野でハラスメントが起こっている可能性があるというお話であった。

社会や組織のルールが破られるとき、その背景にハラスメントが存在することがある。例えば、政治家の汚職事件で秘書が逮捕された場合、逮捕された秘書が自身の判断で不正行為を行ったのかも知れないが、当該政治家からの指示で秘書が汚職に加担させられた可能性がないとはいえない。後者であった場合、権力による脅迫等の背景があつて秘書が指示を拒否することができなかつたとすれば、この秘書は当該政治家からのハラスメント被害者であるといえる。

ハラスメント問題について広くは人権問題の観点から論じられ、大学においては構成員の教育・研究、職務環境を阻害する要因として防止することが目指されている。しかしながら、ハラスメントが横行する「場」があらゆる不正の温床となり得ることについても私たちは改めて認識する必要がある。とりわけ、第三者の介入を阻む閉鎖的な「場」へのハラスメント防止対策を強化することは、不正防止においても非常に有用である。ハラスメントが個人の人権だけでなく、倫理観すら侵害し得る行為であることを深く心に刻み込んでおきたい。

大阪大学ハラスメント相談室（秘密厳守）

ハラスメント相談室では、様々な相談を受けています。ちょっといやだな、どうしたらいい？と困った時は相談室にお越しください。

豊中地区 06-6850-5029(セクシュアル・ハラスメント)
06-6850-6006(アカデミック・ハラスメント)

吹田地区 06-6879-7169(ハラスメント全般)

箕面地区 072-730-5112(ハラスメント全般(火曜日)・セクシュアル・ハラスメント(水曜日))

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh



コラム 相談員からちょっとひとこと



ハラスメント相談室では、現在7名の専門相談員が相談をお受けしています。専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎号コラムでお届けします。今号は吹田地区アカデミック・パワー等ハラスメント相談室の専門相談員Zさんです。

パワー・ハラスメントにならないための提案

「これは指導の範囲である」「私の学生時代は教授の発言はもっとひどく、これ位は何でもない」「厳しくしているのは君の将来のためで、社会に出れば良く分かるが、これよりもっとひどい」「このようなことでは卒業できない」などの発言に、教員や上司の皆さんは心当たりはありませんか。

長年の経験から指導方法に自信を持っておられる教員や上司は、容易に自身の成功体験から抜け出せないかもしれません。今までの学生、院生、研究生や部下なら、そのような発言でも全く問題なかったでしょうが、今は相手によって指導方法を変えなければならないことの認識が大切です。相手の生活環境や性格は、各人で異なるのと同じように、各人に応じた指導方法があると考えが必要があると思います。

それでは、教員や上司もしくは同僚は、どのような心掛けや観点が必要なのでしょうか。一番重要なのは、このようなことを言われればどう感じるかなど、相手の気持ちになることです。自分が忙しいときに相談を受け、もっと時間がある時に来てもらいたいと思ったとき、「今忙しいので、他の教員や先輩に聞いてくれ」との返答は如何でしょうか。相手方は、貴方の意見を聞きたくて、その時を待っていたのです。もし、「申し訳ないね。じつは今は忙しくて手が離せないの、2時間ほど後に来てもらっていいですか？ただ、もしも急ぐようだったら、他の教員や先輩に聞いてもらえますか？」という返答であれば、相手のことも考慮されており、問題ないと思われれます。もし、このような考え方で指導頂ければ、相談室に持ち込まれる件数は半減するでしょう。それ程、教員や上司の発言の影響は大きいのです。一方、相談する側は、「泣く子と地頭には勝てぬ」の諺ではないが、教員や上司の暴言等を聞き流すことも対応の一つです。勿論、暴言等をやめさせることは当然で、彼らに非があるのですが、常習的な相手は、言動に対する防衛もされている場合が多いのも事実です。例えば、「その様なつもりで発言したのではなく、相手のことを思っていること」などです。その様な場合は、相手と言い争うことよりも、自身の立場を守り、精神的負担を除くことを考えることも重要です。その方法の一つは、相手との対応は相談室にお任せいただき、「そうですか。この様な手法では無理ですか。」などと、まともに言い争わないことです。その様に対応すれば、精神的負担が軽減されると思います。

研修教材の貸出をしています

ハラスメント相談室では、書籍・DVDの研修教材を貸し出しています。

個人・研究室・事務部など様々な場面で利用できる教材を貸し出しています。DVDは上映時間数分のものもあり、視聴後にディスカッションするなど気軽に取り組めるものもあります。

内容もアカハラ・パワハラ・セクハラと豊富に取り揃えています。

教材の詳しい情報については、大阪大学HP「ハラスメントの防止等」をご覧ください。

貸し出しを希望される方は、総務部ハラスメント対策事務室までご連絡ください。

